

3年保存

地発第0522014号
基発第0522003号
職高発第0522007号
能発第0522004号
政発第0522003号
平成19年5月22日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
(公印省略)
厚生労働省労働基準局長
(公印省略)
厚生労働省職業安定局長
(公印省略)
厚生労働省職業能力開発局長
(公印省略)
厚生労働省政策統括官
(公印省略)

「成長力底上げ戦略」による各施策の推進について

成長力底上げ戦略（以下「底上げ戦略」という。）については、「『成長力底上げ戦略』の推進について」（地発第0417001号、基発第0417007号、職発第0417003号、能発第0417001号、雇児発第0417005号、政発第0417002号）により、その趣旨が通知されているところであるが、今般、底上げ戦略の効果的な取組を推進するため「『成長力底上げ戦略』による各施策の推進について」（本日付け府政経運第309号、19文科生第115号、基発第0522002号、職高発第0522006号、能発第0522003号、雇児発第0522002号、社援発第0522006号、政発第0522001号、政発第0522002号、平成19・05・14中庁第3号。別添参照）のとおり、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長あて協力を要請したので、各都道府県労働局においては下記に留意の上、底上げ戦略の推進に取り組んでいただきたい。

記

1. 人材能力戦略について

人材能力戦略については、平成 19 年度は本格実施に向けての準備期と位置付け、地域や産業界における能力形成機会の提供を含め、円滑な実施を推進するため、官民からなる「構想委員会」において具体的構想を検討するとともに、「先行プロジェクト」として、①実践型人材養成システムの普及促進、②日本版デュアルシステムの推進に取り組むこととしている。

実践型人材養成システムは、昨年の職業能力開発促進法の改正により新たに法的に位置づけられたものであり、その概要及び施行に当たって留意すべき事項については、平成 18 年 9 月 25 日付け職発第 0925002 号、能発第 0925002 号により通知したとおりである。同システムが底上げ戦略における人材能力戦略の先行プロジェクトとして位置付けられていることを踏まえ、地域における労使関係者、教育訓練関係者等との密な連携に基づいた事業主の取組に対する支援をお願いするとともに、高等学校等の進路指導担当教員、学生・生徒、保護者への理解の浸透を図っていただくよう格別の御協力をお願いする。

また、委託訓練方式による日本版デュアルシステムについては、平成 17 年度より、フリーター対策として都道府県の御協力をいただき実施してきているところであり（平成 19 年 4 月 1 日職発 0401007 号、能発 0401010 号参照）、引き続き事業の適切な運用に御配慮願いたい。

なお、多くの関係者が参画している地方版円卓会議において、これらのシステムについて、地域の実情に合わせた効果的な普及策を検討し、その実施を促していくことが肝要であると考えている。詳細については追って通知する。

2. 就労支援戦略について

就労支援戦略は、「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、母子家庭世帯、生活保護世帯、障害者等公的扶助（福祉）を受けている人などについて、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図るものであり、厚生労働省においては、平成 19 年度を初年度とする『「福祉から雇用へ」推進 5 か年計画』を新たに策定し、関係機関間や産業界等との連携を図りつつ、同計画を実施することとしている。

各都道府県労働局におかれては、次の（1）から（4）までにある諸点に御留意の上、各都道府県の福祉・労働等の関係部局及び教育委員会等との間における緊密な連携に基づく効果的な事業実施等を進めていただくとともに、産業界、労働組合、関係団体等との連携を図りつつ、本戦略の推進について積極的に取り組むようお願いする。

（1）母子家庭等の就業支援について

母子家庭等に対しては、平成 15 年度以降、就業・自立に主眼を置いた

総合的な支援施策を推進しているところであるが、今年度は、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」（平成 15 年法律第 126 号）の最終年度であり、就業支援をはじめとして一層の自立支援対策を講ずる必要がある。

貴職におかれては、こうした状況を御理解の上、下記の事項に留意して、ハローワークにおける就業支援やマザーズハローワーク事業の推進に積極的に取り組むとともに、母子家庭等の就業の一層の促進を図るため、円卓会議の場等を通じて、産業界に対し、これまで以上の協力を要請するなど、官民一体となった取組を進めていただきたい。

① 母子家庭等就業・自立支援センター事業について

母子家庭等就業・自立支援センター（以下「センター」という。）事業については、本年度において対象となる自治体すべてをカバーし、全国展開の体制が整うこととなっているところであり、センターの要望に応じて、ハローワークで作成している求人情報一覧表等を定期的に提供する等の必要な連携・協力を行うこと。

② 母子自立支援プログラム策定事業について

母子家庭の母ひとりひとりの事情に応じて必要な支援プログラムを作成する母子自立支援プログラム策定事業による支援が必要と思われる相談者がハローワークに来訪した際は、ハローワークから福祉事務所に取り次ぐなど、福祉事務所において的確な支援が行われるよう、連携・協力を行うこと。

③ 「福祉から雇用へ」の連携が円滑になされるよう、生活保護受給者等就労支援協議会等の場を形骸化させることなく、自治体との間での緊密な連絡、意見交換及び就職促進に資する管内の雇用情勢や職業・資格等に関する情報提供等を行いつつ事業を推進すること。

(2) 生活保護の就労支援プログラムの策定について

生活保護については、平成 17 年度より自立支援プログラムを推進しているところであるが、このうち、就労支援プログラムについては、全自治体において平成 19 年度中に策定するよう依頼がなされているところ。管下の保護の実施機関との連携について、特に配慮いただきたい。

(3) 生活保護受給者等就労支援事業の推進について

ハローワークと福祉事務所等が連携して生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対する就労支援を行う「生活保護受給者等就労支援事業」の実施において、支援対象者の選定及び支援要請が円滑に行われるよう、都道府県福祉部局や福祉事務所等との間で、支援対象者の就労意欲に対する評価に関し、地域の実情に応じて、双方の意識のすり合わせを行うことなどについて配慮いただきたい。

また、今後策定される『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の実施に当たっても、事業実績の向上に向けた取組をお願いする。

(4) 障害者の就労支援について

障害者の就労支援については、福祉（就労支援）及び雇用（受入促進）の両面にわたる総合的な取組を進め、特に、平成19年度から平成21年度までを集中戦略期間として施策の展開を図ることとしているところである。

① 地域の特性を活かした就労支援体制の全国展開

ア 就職・職場定着支援や就業に伴う生活支援など障害者の就業面・生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」については、平成19年度において、全国135か所で設置・運営しているところであり、各都道府県労働局においては、引き続き、都道府県障害保健福祉主管部局及び障害者雇用対策主管部局と連携・協力し、地域における連携の拠点として機能するよう指導・援助を行うこと。

また、「障害者就業・生活支援センター」については、本戦略において、全障害保健福祉圏域に設置することとしているので、各圏域において、新たに担い手となり得るような法人が確保されるよう、都道府県と密接に協力して、その育成について、早期に積極的なかつ戦略的な取組をお願いする。

イ 「チャレンジ雇用」については、各省庁・各自治体において、知的障害者等を雇用し、一般企業での雇用に向けて経験を積んでいただくものであるが、各都道府県労働局においても、その取組の推進について「都道府県労働局における知的障害者の採用の促進について」（平成19年4月18日付け職高発第0418001号）において通知したところであり、当該通達に基づき、積極的な取組をお願いする。

② ハローワークを中心とした「チーム支援」

障害者の就労支援については、ハローワークを中心に福祉・教育関係者等と連携した「障害者就労支援チーム」により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を全国的に展開することとしており、「福祉施設、特別支援学校における一般雇用に関する理解の促進等、障害者福祉施策及び特別支援教育施策との連携の一層の強化について」（平成18年4月18日付け職高発第0418001号（平成19年4月2日付け職高発0402003号により改正）。以下「改正連携通達」という。）を踏まえ、地域の関係機関とも連携した実効ある取組を進められたい。

また、都道府県及び都道府県教育委員会に対し、関係部局への周知徹底を図るとともに、ハローワークにおいては、地域の福祉施設や特別支援学校等の関係機関に対して、積極的な周知、働きかけ等を行い一般雇

用への移行に向けた連携体制の確立を図ること。

さらに、労働分野、福祉分野の担当職員等が連携協力してワンストップにより対応する窓口をハローワークに設置し、就職を希望する障害者が自らのニーズ等に応じて適切な就労支援サービスを選択することができるような取組を実施することとしているが、各ハローワークにおいては、地域の福祉事務所等と連携して障害者の相談支援ニーズに応じたワンストップサービス窓口を設置運営できるよう取組を推進すること。

③ 関係者の意識改革

ア 国及び地方公共団体は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、自ら率先垂範して障害者を採用し、同法に基づく障害者雇用率（以下「法定雇用率」という。）を下回ることをしないようにすべき立場にあること。

このため、「都道府県教育委員会等公的機関に対する障害者雇用率達成指導の徹底について」（平成18年10月17日付け職高発第1017001号）に基づき、雇用率未達成機関に対する指導の徹底を図り、早期の雇用率達成に向け着実な取組を推進すること。

イ 障害者雇用を促進するためには、企業経営者が自らトップとして判断し、取組方針を確立することが重要であるとともに、具体的な雇用の場面では、同僚をはじめとする職場の理解を進めることも不可欠であること。

このような企業経営者、労働組合、従業員の意識改革について、都道府県等と連携して幅広く周知啓発活動を行うなど、意識の醸成を図る取組を積極的に実施すること。

ウ 障害者の「福祉から雇用へ」の実効性を高めるため、産業界や企業の理解及び協力とともに、福祉施設や特別支援学校においても「福祉から雇用へ」という意識の改革が重要である。

このため、改正連携通達に基づき、一般雇用や雇用支援策についての理解の促進等を図る事業（障害者就労支援基盤整備事業）を積極的に推進するとともに、福祉施設や特別支援学校に対して、一般雇用に向けた理解の促進や就労支援のノウハウ向上を図るための積極的な働きかけ等を推進すること。

④ 「工賃倍増5カ年計画」による福祉的就労の底上げ

本事業は、平成19年度予算において創設した「工賃倍増計画支援事業」や、工賃水準の確保と一般雇用への移行に取り組む福祉施設で就業する障害者に対し、企業から仕事の発注を奨励する在宅就業障害者支援制度等を組み合わせて平成19年度からの5か年において、官民一体となった取組を推進し、工賃水準の倍増を図るとともに、一般雇用への移

行の準備を進めるものであること。

本事業については、各都道府県において、福祉関係者のみならず地域の産業界やハローワーク等の関係行政機関と連携し、各都道府県円卓会議の場などを活用しながら工賃倍増5カ年計画の策定及び推進について積極的な取組を実施することとしており、各局におかれては、地域の産業界との連絡調整など、都道府県における取組に積極的に協力すること。

また、障害者雇用促進法による、障害者に対する企業からの仕事の発注を奨励する仕組みについて、対象となる福祉施設の範囲を拡大して運用することとし、「『在宅就業支援団体関係業務取扱要領』の一部改正について」（平成19年5月16日付け職高発第0516001号）において、その内容を通知しているところであり、当該通達の内容の周知徹底を図るとともに、この仕組みの活用を促進するため積極的な周知等を実施されたい。

3. 中小企業底上げ戦略について

中小企業底上げ戦略においては、最低賃金の国民への広報を推進することとされているところであるが、今般、都道府県に対して最低賃金の一層の周知広報について格別の協力を求める依頼を行ったところである。

については、例えば都道府県の行う広報番組で最低賃金制度の概要及び最低賃金額について取り扱うよう働きかける等、従来にも増して最低賃金の周知広報に積極的に取り組むようお願いする。

(担当窓口)

(全体)

政策統括官（労働担当）付労働政策担当参事官室調整第一係

TEL：03-3502-6726（直通）

FAX：03-3502-5395

(人材能力戦略関係)

職業能力開発局実習併用職業訓練推進室キャリア政策係

TEL：03-3502-2929（直通）

FAX：03-3502-2630

(就労支援戦略関係)

職業安定局就労支援室特定雇用対策係

TEL：03-3502-6776（直通）

FAX：03-3502-0516

高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課雇用促進係

TEL：03-3595-1173（直通）

FAX：03-3502-5394

(中小企業底上げ戦略関係)

労働基準局勤労者生活部勤労者生活課政策係

TEL：03-3502-6757（直通）

FAX：03-3595-2248